

TOPIC

台風や豪雨による被害が発生したら

市では、予期せぬ自然災害で被害を受けた農地、農道、用排水路などに対して国の補助および市単独補助で災害復旧を行っています。台風や大雨後は農地の点検を行うようにしましょう。自力で復旧が困難と思われる場合は、お近くの市役所各庁舎まで連絡をしてください。**(申請受付期間は概ね災害発生後1週間が目安)**

また、**農地災害**につきましては「災害復旧事業申請および確約書」を提出していただくことになり、**一部個人負担**が発生致します。

「災害復旧事業申請および確約書」は本庁、各支所に準備しています。現地同行時にお渡しすることもできます。



被災直後



施行後

TOPIC

農村環境を保全する活動に参加しませんか？

農家が保全していた農村環境（農地や水路・農道など）は、高齢化や担い手不足などにより、維持が難しくなっています。農村環境資源の保全のため、「多面的機能支払交付金」を活用してみませんか。この交付金は、農家と自治会などが一体となり活動できるよう、機械の借り上げ料、お茶代、保険料、資材（砂利など）の購入費などを100%補助します。現在、市内では24組織、約1,698haの農地を保全しています。是非、保全活動を行ってみませんか。

交付金の単価		年あたり	
活動内容		田	畑
①	水路の泥上げ 農道の伐採 など	3,000円/10a	2,000円/10a
②	施設の初期補修 植生による景観形成 など	2,400円/10a	1,440円/10a

※①の活動は必須事項です。②の活動は任意で、単価は追加となります。
※5年間の活動が必須です。現在は、令和7年度の新規地区募集を行っています

■上記2トピックの問い合わせ先：

- ☎耕地林務水産課 耕地グループ
Tel. 474-1111 (内線 413・414・415)
- ☎産業建設課 産業建設グループ
Tel. 472-1111 (内線 463・464・465)
- ☎産業建設課 産業建設グループ
Tel. 487-2111 (内線 252・253)

TOPIC

道路に張り出した木や竹の伐採をお願いします

道路に張り出した木、竹などは、自動車や歩行者の通行に支障となります。台風や大雨で木、竹等が倒れ、道路が通行止めになることもありますので、適切な管理をお願いします。

また、緊急の場合は道路管理者が了解なく伐採、撤去することがありますので、ご理解ください。

なお、倒木などにより自動車や歩行者に損害が発生した場合、所有者が管理責任を問われる場合があります。

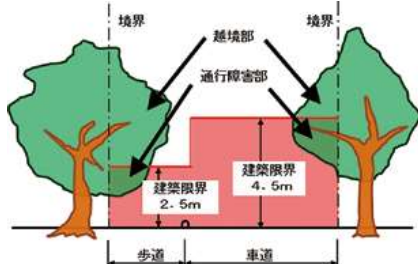
◆支障となる範囲

安全に通行するため、一定の幅や高さの範囲内に通行の障害となるものを設けてはならない区域として建築限界が定められています。

◆支障となる例

- 木や竹により通行に支障、またはその恐れがある。
- 倒木や枝、幹の落下の恐れがある。
- 道路に雑草が伸びており通行に支障がある、または見通しが悪い。

■問い合わせ先：☎建設課 道路建設グループ Tel. 474-1111



水道課は8月13日より新事務所へ



新事務所への出入りは、県道63号線側からのみとなりますので、ご注意ください。

「水道課事務所移転のお知らせ」と題して、ケーブルテレビ番組SBS元気告知板(7月16日～31日)にて放送しますので、是非ご覧ください。

■問い合わせ先：☎水道課 総務経理グループ
Tel. 472-1111 (内線 261)

令和7年はたちの集い 実行委員募集



▲二十歳の抱負発表 ▲記念品の贈呈



▲実行委員の皆さんによる挨拶

一生の思い出を一緒に作り上げてみませんか？

募集対象者 平成16年4月2日～

平成17年4月1日生まれの方

募集人員 8人程度(実行委員会を3回程度予定)

募集締切 8月16日(金)

※式典開催日は令和7年1月4日(土)です

■問い合わせ先：☎生涯学習課 社会教育グループ
Tel. 472-1111 (内線 336)

年金インフォメーション 国民年金保険料の免除・納付猶予制度

収入の減少や失業などにより国民年金保険料の納付が困難な場合、保険料の納付が「免除」または「猶予」される制度があります。この制度を利用することで、将来の年金受給権の確保だけでなく、万が一の事故などにより障害を負ったときの受給資格を確保することができます。

この7月から令和6年度分(令和6年7月分から令和7年6月分)の免除申請の受付が始まります。

	高齢基礎年金		障害・遺族基礎年金	
	受給資格期間への参入	年金額への反映	受給資格期間への参入	受給資格期間への参入
納付	あり	あり	あり	あり
全額免除	あり	あり(※3)	あり	あり
一部免除(※1)	あり	あり(※3)	あり	あり
納付猶予(※2)	あり	なし	あり	あり
学生納付特例	あり	なし	あり	あり
未納	なし	なし	なし	なし

※1 承認後に保険料を納付しないと未納と同じ扱いになります。
※2 納付猶予の期間は、受給資格期間に算入されますが、年金の受給額には反映されません。
※3 年金額への反映割合は、免除割合によって異なります。

「免除」と「猶予」の違いは表のとおり、その期間の年金額への反映の有無です。受給する年金額を増やすには、保険料を後から納める必要があります。

※学生はこの免除・猶予制度を利用してきません。「学生納付特例制度」をご利用ください。

【失業による特例免除】

失業した場合も申請することにより、保険料の納付が免除もしくは猶予となる場合があります。

申請される場合は、失業していることが確認できる証明書が必要です。
(例)雇用保険受給資格者証、雇用保険受給資格通知または雇用保険被保険者離職票の写し

■問い合わせ先：

- ☎市民環境課 市民年金グループ
Tel. 474-1111 (内線 113)
- ☎市民税務課 市民税務グループ
Tel. 472-1111 (内線 221)
- ☎総務市民課 市民グループ
Tel. 487-2111 (内線 226)
- ☎生涯学習課 市民グループ
Tel. 099-4142151